

|  |   |
|--|---|
| ○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）   | 1 |
| ○独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）（抄）  | 1 |
| ○独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）による改正後）（抄） | 1 |
| ○医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）  | 2 |
| ○独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百三十号）（抄）                          | 3 |



○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第六条 国の開設する病院、診療所及び助産所に関しては、この法律の規定の適用について、政令で特別の定をすることができる。

第七条の二（略）

257（略）

8 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち政令で定めるものは、病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

第三十条の二 この章に特に定めるものの外、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

○独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）（抄）

（積立金の処分）

第十二条 航海訓練所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 航海訓練所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。  
（他の法令の適用の特例）

第十四条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条及び同条に基づく政令の規定の適用については、航海訓練所は、国とみなす。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

2（略）

○独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）による改正後）（抄）  
（他の法令の適用の特例）

第十四条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条及び同条に基づく政令の規定の適用については、機構は、国とみなす。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 （略）

○医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）

（法の適用に関する特例）

第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療法（以下「法」という。）を適用するについては、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

|                                |  |  |
|--------------------------------|--|--|
| 第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項 | 開設者                                      | 管理者  |
| 第十八条ただし書                       | ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。 | ただし、病院又は診療所の管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。この場合においては、当該病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所所在地の都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）にその旨を通知しなければならない。 |
| 第二十三条の二                        | その開設者                                    | 主務大臣   |
| 第二十四条第一項                       | その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずる | その人員の増員を申し出、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を申し出る   |
| 第二十四条第二項                       | その開設者                                    | 主務大臣   |
| 第二十五条第一項                       | 使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずる     | 使用の制限若しくは停止を申し出、又は期限を定めて、その修繕若しくは改築を申し出る   |
| 第二十五条第二項                       | 命ずる                                      | 申し出る   |
| 第二十五条第三項                       | 開設者若しくは管理者                               | 管理者  |
| 第二十五条第三項                       | 開設者若しくは管理者                               | 管理者  |
| 第二十五条第三項                       | 開設者若しくは管理者                               | 管理者  |

|                            |          |      |
|----------------------------|----------|------|
| 第二十五条第四項                   | 開設者又は管理者 | 管理者  |
| 第二十八条                      | 開設者      | 主務大臣 |
| 命ずる                        | 申し出る     |      |
| 第二十九条第三項第二号、第四項第二号及び第五項第二号 | 開設者      | 管理者  |

(読替規定)

第四条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に関してこの政令を適用するについては、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 第四条の三 | 開設者  | 管理者  |
| 前条    | 法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第一項から第三項までの規定による処分 | 第一条の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第三項(第三号に係る部分を除く。)の規定による申出 |
|       | 法第二十五条第一項  | 第一条の規定により読み替えて適用される法第二十五条第一項   |
|       | 開設者若しくは管理者                                       | 管理者  |
|       | 法第二十五条第二項  | 第一条の規定により読み替えて適用される第二十五条第二項  |
|       | 開設者又は管理者   | 管理者  |

(病院の開設等の計画に関して協議を行う独立行政法人等)

第四条の六 法第七条の二第七項に規定する政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。

2 (略)

○独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令(平成十二年政令第三百三十号)(抄)

(技術的読替え)

第一条 独立行政法人航海訓練所法第十四条第一項の規定により独立行政法人航海訓練所について医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条の規定を適用する場合には、同条の表の下欄中「主務大臣」とあるのは、「独立行政法人航海訓練所」と読み替えるものとする。

（医療法施行令第四条の五の規定の適用の特例）

第二条 医療法施行令第四条の五の規定の適用については、独立行政法人航海訓練所は、国とみなす。